

参加費

無料

待ったなし！
準備が必要！

働き方改革セミナー

同一労働 同一賃金

2019年4月から施工されている「働き方改革関連法」により、企業は時間外労働の上限規制、年次有給5日取得の義務化、同一労働・同一賃金などに順次対応が迫られております。

このうち2020年（中小企業は2021年）4月1日から、『同一労働同一賃金』の名のもとに、同一企業内において正規労働者と非正規労働者（パートタイム、有期雇用、派遣労働者）の間で、基本給や賞与、手当などの個々の待遇ごとに「不合理」な待遇差が禁止されました。

本セミナーでは、直近の最高裁判例等を参照しながら、社内における『同一労働同一賃金』において取り組むべき内容や、各種待遇について具体的にどう見直していくべきかお伝えします。

開催日	5月28日（金）	時間	17:00～19:00
会場	川越商工会議所	講師	社会保険労務士 玉岡 昌嘉 氏
申込方法	① WEB：専用ホームページからお申込みください → ② FAX：下記申込書に必要事項を記入して送付ください ※密を避ける為、先着20名限定とさせていただきます。		

『同一労働同一賃金』 参加申込書（FAX:049-225-2101）

事業所名		参加者名	
所在地	〒 -	TEL	() -
		FAX	() -

※ご記入いただきました情報は、本セミナーの運営・各種連絡、その他関連事業の情報提供に関する業務のみに利用させていただきます。

【お問合せ・申込み】川越商工会議所 経営支援部 高橋
〒350-8510 川越市仲町 1-12 TEL: 049-229-1810 FAX: 049-225-2101